まなびの森こども園茅ヶ崎 重要事項説明書

１　運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 株式会社こどもの森 |
| 所在地 | 国分寺市光町2-5-1 |
| 電話番号 | 042-571-4536 |
| 代表者職氏名 | 代表取締役　久芳　敬裕 |

２　施設概要

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の種類 | 保育所型認定こども園 |
| 施設の名称 | まなびの森こども園茅ヶ崎 |
| 施設の所在地 | 〒253-0043　　神奈川県茅ヶ崎市元町9番19号 |
| 電話番号 | 0467-38-5816 |
| 施設長 | 坂巻　香織 |
| 受入年齢 | 産休明け（57日目）～小学校就学前 |
| 利用定員 | １号認定子ども  ３歳児5人・４歳児5人・５歳児5人  ２・３号認定子ども  ０歳児6人・１歳児16人・２歳児17人・３歳児17人・４歳児17人・５歳児17人 |
| 開設年月日 | 令和7年　4月　1日 |
| 取扱う保育事業 | 延長保育、預かり保育 |

* 国･自治体の要請に応じて職員配置・面積基準を満たす範囲内で利用定員以上に子どもを預かる場合があります。

３　施設の目的及び運営の方針

　　株式会社こどもの森（以下「当法人」という）が設置運営するまなびの森こども園茅ヶ崎（以下「当園」という。）は、子ども・子育て支援法、児童福祉法並びに関係する条例（以下「法令等」という）を遵守して、以下の運営の方針に従って、別紙運営規程第11条第2項により当園の利用者として決定された小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という）に対し特定教育・保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

（1） 当園は、特定教育・保育の提供にあたり、利用子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにふさわしい生活の場であるよう努めます。

（2） 当園は、その目的を達成するために、特定教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所型認定こども園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。

（3） 当園は、利用子どもに特定教育・保育を行うとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

４　設備の概要

（1） 園舎等の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 園舎の構造・規模 | 木造　2階建 |
| 園舎面積 | 479.07㎡ |
| 園庭面積 | 300.71㎡ |

（2） 主な設備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備 | 部屋数 | 面積（㎡） | 備考 |
| 乳児室・ほふく室 | 2 | 103.40 |  |
| 保育室・遊戯室 | 4 | 175.65 |  |
| 事務室・医務室 | 1 | 17.00 |  |
| 調理室 | 1 | 22.65 |  |

５　職員

（1） 職員数は園児数、年齢構成等により異なりますが、園及び市区町村の配置基準に則り配置します。

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 主な職務内容 |
| 園長 | 園務の統括 |
| 保育士・幼稚園教諭 | 特定教育・保育業務 |
| 調理員･栄養士 | 給食調理 |

（2） 前項に定めるものの他、必要に応じてその他の職員を配置します。

（3） 勤務はシフト制によります。

６　保育の提供を行う日及び行わない日

　　開所日：１号認定子ども　月曜日から金曜日

２号認定子ども及び3号認定子ども　月曜日から土曜日

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園

７　保育の提供を行う時間

（1）開所時間

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日 | 午前7時00分から午後6時00分 |
| 土曜日 | 午前7時00分から午後6時00分 |

（2）教育標準時間（6時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日 | 午前9時00分から午後3時00分 |
| 預かり保育時間 | （月～金）午前7時00分から午前9時00分  午後3時00分から午後8時00分 |

（3）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から土曜日 | 午前7時00分から午後6時00分 |
| 延長保育時間 | (月～金)午後6時00分から午後8時00分  (土) 午後6時00分から午後7時00分 |

（4）保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から土曜日 | 午前8時30分から午後4時30分 |
| 延長保育時間 | (月～金)午前7時00分から午前8時30分  午後4時30分から午後8時00分  　(土)　午前7時00分から午前8時30分  　　　　午後4時30分から午後7時00分 |

（5）前（1）（2）（3）の児童とも、実際に特定教育・保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

８　提供する保育等の内容

（1） 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記６及び７に記載する日及び時間において、特定教育・保育の提供を行います。

（2） 給食の提供

　　献立に基づき給食を提供します。ただし重篤のアレルギーを持つ利用子どもの場合には、

状況によっては個別に利用子どもの保護者と相談して決定します。

（3）地域の育児支援

９　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

（1） 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

別紙運営規程第11条第2項により当園の利用者として決定された保護者（以下「利用保護者」という）は、

当該市区町村が定める保育料並びに当園が定める保育料をお支払いいただきます。

（2） その他保育等の提供に要する実費徴収額等

Ⅰ（1）に掲げる保育料のほか、利用保護者は別表に掲げる延長保育・預かり保育に関する費用、給食や法令等に定められた3歳以上の子どもに主食を提供するための費用等をご負担いただきます。

　お支払方法は、別途お知らせします。

Ⅱその他、当園の利用において通常必要とされるもので、当園もしくは当法人（以下「当園等」という）が、保護者のご負担が適当と認めるものについて利用保護者に費用をご負担いただきます。

（地域の育児支援に関わる事業は別途）

10　利用の開始及び終了に関する事項

（1） 利用の開始　利用契約書の締結による（市区町村が行う利用調整に基づくものも含む）

（2） 利用の終了　Ⅰ利用子どもが小学校に就学するとき。

Ⅱ利用子どもの保護者が法令等に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき。

Ⅲ別紙運営規定やその他当園等が定めたルールに違反した場合、もしくは当園等の運営方針に従って頂けないとき。

Ⅳ別紙運営規程第10条に定める費用を当園等が定めた期日までに利用保護者が支払わなかったとき。

Ⅴ利用保護者の信用が著しく悪化したと当園等が判断したとき。また、利用保護者と当園等との信頼関係が著しく悪化したとき。

Ⅵ利用保護者が当園等の信用を傷つけた、または傷つける恐れのある行為が行われたとき。

Ⅶ第三者に危害を加えるなど特殊な気性、または健康状態や発達状態などその他の理由により集団保育に適さないと園長が判断したとき。

Ⅷ当園が定める開園、閉園時刻を守らないとき。

Ⅸ当園が、入園時点と変更項目があり当園での保育が難しいと認めたとき。

Ⅹ当法人が当園の利用継続が難しいと認めたとき。

（3） 退　　　園　（2）のⅢ,Ⅳ,Ⅴ,Ⅵ,Ⅶ,ⅧおよびⅩの事由が生じたとき，当園等は利用保護者に対し，相当の期間を定めて、同事由を解消するように求めることがで きるものとし，相当期間経過後も同事由が解消されない場合には，退園させることができるものとする。なお、（2）Ⅰ,Ⅱ,Ⅸの事由が生じたときも、退園させることができるものとする。

11　嘱託医

（1） 内科

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 真下医院 |
| 医師名 | 真下　和宏 |
| 所在地 | 茅ヶ崎市浜竹2-6-19 |
| 電話番号 | 0467-87-2981 |

（2） 歯科

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 茅ヶ崎おかもと歯科 |
| 歯科医師名 | 岡本　和弥 |
| 所在地 | 茅ヶ崎市元町5-23　ベルフルール弐番館１F |
| 電話番号 | 0467-33-6049 |

12　非常災害対策

|  |  |
| --- | --- |
| 非常時の対応 | 別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。 |
| 避難・備蓄用品 | ・避難用リュック  ・ミネラルウォーター・備蓄食糧等 |
| 緊急時の伝言方法 | 緊急時災害用伝言ダイヤル及び/又はらくらく連絡網を用います。 |
| 避難場所 | 中央公園（茅ヶ崎市茅ヶ崎2-3-1） |

13　緊急時等における対応方法

（1）特定教育・保育の提供を行っているときに、利用子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合は、速やかに利用子どもの利用保護者、利用子どもを日常的に世話する者、又は利用子どもの送迎などで当園と連絡・対応を行う者（以下「保護者等」という）に連絡するとともに、当該利用子どものかかりつけの医療機関に受診させ、必要に応じて関係諸機関へ連絡する。また利用保護者への連絡がつかない場合にも、子どもの安全確保を第一として医療機関その他への搬送を行うことができるものとします。

（2）当園は、（1）の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その分析を行い、

改善策を講じることができるものとします。

14　虐待等の防止のための措置

利用子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、適宜研修等を実施します。

15　苦情・要望等に係る相談窓口

苦情・要望等に関して園長を苦情解決責任者として「苦情解決に関する規程」に則り適切に対応する他、当法人の本部事務局（電話）においても相談窓口を置き対応します。

・本部事務局相談連絡先（042-571-4536）

16　利用児童に関しての保険

特定教育・保育中に発生した事故に対して対人1事故10億円・1人1億5千万円、対物1千万円の賠償責任保険に加入

17　ルールの遵守・その他

（1）利用保護者は、子どもが安全で、滞りなく日々の保育を受けることができるよう、保護者等と共に園が集団生活の場であることを理解し、運営規定、園パンフレットほか園のルールを遵守するものとします。

（2）与薬、エピペン使用については、医師の指示書等がある場合のみ対応します。またこの指示書等に従って行った行為によって生じた結果については、当園及び当法人ではその責を負わないものとします。

（3）園生活での通常の使用を通じて、子どもが身につける洋服・靴等、あるいは生活に必要な医療器具等（めがねや装具など）に破損が生じても、当園及び当法人では責任を負わないものとします。

（4）別紙運営規程の改定及び変更は当園等の定めるところとします。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認定こども園名：まなびの森こども園茅ヶ崎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 説明者職氏名：園長　坂巻　香織

別表

１号認定子ども

|  |  |
| --- | --- |
| 受領する費用の種類 | 金額 |
| 預かり保育料 | 午前7時00分から午前9時00分/午後3時00分から午後8時00分  基本利用料（朝夕合計2時間まで）　月額8,000円  　　追加料金（2時間超える場合）　　　月額　　2,000円/30分  スポット　250円/30分 |
| 給食費 | 月極　6,000円 |
| 入園予約金 | 30,000円 |

２号認定子ども及び３号認定子ども

|  |  |
| --- | --- |
| 受領する費用の種類 | 金　　額 |
| 延長保育料 | （対象：全員）  午後6時00分から午後8時00分  　　月額　　2,000円/30分  　　スポット　250円/30分  （対象：短時間認定の方）  午前7時00分から午前8時30分/午後4時30分から午後6時00分  　　月額　　　2,000円/30分  　　スポット　　250円/30分 |
| 主食代（3歳児以上） | 月極　　　1,000円 |
| 副食代（3歳児以上） | 月極　　　5,000円 |

私は、重要事項説明書及び別紙運営規程の説明を受け、あらかじめ、まなびの森こども園茅ヶ崎の特定教育・保育の提供の開始並びに説明を受けた内容について、同意しました。

　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

保護者住所：

保護者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　印

児童から見た続柄：

保護者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　印

児童から見た続柄：

児童氏名：